子育てナビ

令和8年度版

北　斗　市

目　次

Ⅰ 妊娠したら　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1

妊産婦健診、両親学級・栄養教室、安産教室、家庭訪問、
産後ケア事業、産前産後支援ヘルパー派遣事業
妊婦等包括相談支援、妊婦のための支援給付金、助産制度、　・・・・　Ｐ２
出産育児一時金
産前産後に係る国民健康保険税の軽減、　・・・・・・・・・・　Ｐ３
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

Ⅱ 赤ちゃんが生まれたら　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４

１　出生に伴う手続き
① 出生届
② 子ども医療費の助成の申請
③ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給
④ 児童手当の申請
⑤ 「予防接種・歯科検診のしおり」の発行
⑥ 新生児聴覚検査費の助成
⑦ １か月児健康診査の助成

２　赤ちゃん相談・健康診査　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

３　予防接種・歯科検診

４　おたふくかぜ予防接種費用の一部助成
◇ 小児救急電話相談（＃８０００）をご利用ください

５　医療費の助成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６
① 子ども医療費助成
② ひとり親家庭等医療費助成

６　乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

７　各種手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７～８
① 児童手当
② 児童扶養手当
③ 特別児童扶養手当
④ 障害児福祉手当

８　地域子育て支援拠点事業　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９

９　南渡島ファミリー・サポート・センター

１０　子育て短期支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１０
① 短期入所生活援助事業
② 夜間養護等事業

１１　幼稚園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１１

１２　常設保育施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１２
市内保育施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１３

１３　一時預かり

１４　こども誰でも通園制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１４

１５　病後児保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１５

１６　放課後児童クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１６

１７　お問い合わせ先一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１７

１８　相談先一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１８

Ⅰ　妊娠したら

妊娠したときは、すみやかに市役所に妊娠届出書を提出し、母子健康手帳を受け取ってください。妊婦さんやそのご家族を対象として、次の事業を行っています。

妊産婦健診

妊産婦の健康の保持増進を図るため、１４回分の妊婦健康診査受診票及び２回分の産婦健康診査受診票を交付し健診料の助成をします。

両親学級・栄養教室

妊婦さんやそのご家族が、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験、粉ミルクの調乳体験を行います。父親になられる方は、妊婦さん体験を行います。

安産教室

助産師から、出産に向けての講話を受けられます。マタニティヨガも行います。

家庭訪問

助産師・保健師や母子保健推進員等が家庭を訪問し、保健事業情報の提供、妊娠中の過ごし方の指導や相談を行います。

産後ケア事業

産後１年未満の母子に対して、助産師等がサポートを行います。

【内容】
- 母体のケア（乳房のケア、生活面の指導など）
- お子さんのケア（沐浴や授乳などの育児指導）
- その他必要とする保健指導

【利用期間】
訪問型：７日まで（１回２時間以内）
宿泊型：６泊７日まで

【申請方法】
母子健康手帳をご持参のうえ、下記担当課までお越しください。

産前産後支援ヘルパー派遣事業

家族等から支援が得られにくい妊婦又は産後６か月以内の方を対象に、ヘルパーを派遣します。

【内容】
- 育児に関する援助（授乳、沐浴介助等）
- 家事に関する援助

【利用時間・回数】
- 月曜日から金曜日まで（土日・祝日・年末年始などの閉庁日を除く）
- 午前８時から午後５時まで
- １日１回、１４回まで（１回２時間以内）

【申請方法】
下記担当課までお越しください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６６・１６８～１６９）

妊婦等包括相談支援

出産・子育てに必要な切れ目ない支援につなぐための面談や継続的な情報発信等を通じて、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなげます。

妊婦のための支援給付金

妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、妊婦のための支援金を支給します。

【内容】
・１回目（妊娠時）：５０，０００円
・２回目（出産時）：５０，０００円

【申請方法】
妊娠届出時または出産後の訪問時にご案内いたします。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６６・１６８～１６９）

助産制度

経済的な理由により入院及び出産が難しい場合、助産施設に入所して費用の補助を受け、出産することができる制度があります。詳しくは、下記の窓口までご相談ください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１８３）

出産育児一時金

健康保険の加入者が妊娠４か月（８５日）以上で出産したとき（早産、死産、流産、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）も支給対象となります。）に加入している健康保険から支給されます。北斗市国民健康保険に加入されている方は下記窓口、それ以外の健康保険加入者は各健康保険組合等へ確認してください。

【支給額】
１児につき５００，０００円（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合）
※産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は４８８,０００円となります。

【手続き方法】
申請手続きが必要となる方は、「直接支払制度（被保険者が出産予定の医療機関であらかじめ手続きすることで、出産育児一時金が直接医療機関に支払われる制度）を利用しない場合」もしくは「直接支払制度を利用し差額が発生する場合」です。直接支払制度を利用される方は、出産予定の医療機関にお問い合わせください。

〇手続きに必要となるもの
・出産育児一時金支給申請書
・世帯主の印鑑（シャチハタ以外の認印）
・世帯主名義の通帳（世帯主以外の口座へ振込を希望する場合は、委任状が必要です）
・母子健康手帳
・出産費用内訳が分かる領収書および明細書
・死産の場合は、妊娠４か月（８５日）以降であったことを証明できる書類
※直接支払制度を利用し差額が発生した場合は、直接支払制度利用に関する合意書

民生部国保医療課	７３-３１１１（内線１２２～１２５）
総合分庁舎市民窓口課	７７-８８１１（内線１１１～１１６）
七重浜支所	４９-２３５６
茂辺地支所	７５-２００１

産前産後に係る国民健康保険税の軽減

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和５年１１月１日以降に出産予定または出産した方の産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度です。

【対象となる方】
北斗市の国民健康保険税被保険者で、出産する予定または出産した方
※国民健康保険以外の保険に加入されている方は、産前産後期間の社会保険料免除制度がありますので、詳しくは各職場の担当者へお問い合わせください。

【軽減の内容】
・出産（予定）日の属する月の前月から、４か月間の所得割と均等割を減額
・双子などの多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の属する月の３か月前から、６か月間の所得割と均等割を減額

【届出時期】
出産予定日の６か月前から届出ができます。なお、出産後の届出も可能です。

【手続き方法】
産前産後期間に係る保険税軽減届出書、母子健康手帳など出産予定日や妊娠状態が確認できる書類、世帯主および出産被保険者の個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

総務部税務課	７３-３１１１（内線１３２～１３４）
総合分庁舎市民窓口課	７７-８８１１（内線１１１～１１６）
七重浜支所	４９-２３５６
茂辺地支所	７５-２００１

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

出産※予定日または出産日が属する月の前月から４か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民年金保険料が免除されます。
なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。
※出産とは、妊娠８５日（４か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【必要な添付書類】
〇出産前に産前産後免除の届出をする場合
出産（予定）日および単胎・多胎を確認できる書類（いずれか一つ）
・母子健康手帳
・医療機関が発行した出産の予定日等の証明書

〇出産後に産前産後免除の届出をする場合
出産日、身分関係および単胎・多胎を確認できる書類（いずれか一つ）
※**原則添付不要**ですが、添付書類を省略した場合、審査・認定まで１か月程度時間を要する場合があります。お急ぎの場合は、添付書類を添付の上、提出をお願いします。
・戸籍謄（抄）本
・戸籍記載事項証明書
・出生受理証明書
・住民票（※）
・母子健康手帳
・医療機関が発行した出産の日等の証明書
※別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

〇死産の届出をする場合（いずれか一つ）
・死産証明書
・死胎埋火葬許可証
・母子健康手帳
・医療機関が発行した死産等の証明書

民生部国保医療課　７３－３１１１（１２２～１２５）

Ⅱ　赤ちゃんが生まれたら

1　出生に伴う手続き

赤ちゃんが生まれたときは、市役所、総合分庁舎、七重浜支所、茂辺地支所の窓口で次の手続きをしてください。

①　出生届

赤ちゃんが生まれた日から１４日以内に、出生届を提出してください。
出生届出書、母子健康手帳、扶養に入れる方の加入している健康保険がわかるもの等が必要です。

市民部市民課　７３-３１１１（内線１１２～１１６）

②　子ども医療費の助成の申請

児童が１８歳に達した後最初の３月３１日まで、保険診療に係る医療費の自己負担分を全額助成します。所得による受給制限はありません。（詳しくはＰ６をご覧ください）

民生部国保医療課　７３-３１１１（内線１２２～１２５）

③　乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給

出生届提出時、市指定ごみ袋（燃やせるごみ２０リットル）を支給します。
（詳しくはＰ６をご覧ください）

④　児童手当の申請

児童が１８歳（１８歳に達した後最初の３月３１日）に到達するまで、手当を支給します。
（詳しくはＰ７をご覧ください）

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６２～１６３）

⑤　「予防接種・歯科検診のしおり」

出生届提出時、「予防接種・歯科検診のしおり」を交付します。
予防接種事業については、下記の窓口にお問い合わせください。
転入された方などは、母子健康手帳を持参の上、ご相談ください。

⑥　新生児聴覚検査費の助成

新生児が受けた新生児聴覚検査（初回分）費用を３，０００円を限度として助成します。
交付された受診券を出産した医療機関に提出してください。

⑦　１か月児健康診査の助成

出生後２７日を超え、生後６週間に達しない乳児が受けた健康診査費用を４，０００円を限度として助成します。交付された受診券を医療機関に提出してください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６６・１６８～１６９）

2　赤ちゃん相談・健康診査

赤ちゃんの定期健康診査は、発育・発達が順調であるか、心配な症状がみられないかなど健康の確認をする機会です。日常生活や育児についても相談に応じます。

事　業　名	対　　象	内　　容
新生児訪問 （こんにちは赤ちゃん事業）	全乳児	母子保健推進員、保健師等がお宅を訪問し、保健事業の情報提供や、発育、発達などの子育ての相談や支援をします。
赤ちゃん相談	生後２か月児	２か月児の赤ちゃんの発達や育児について支援します。
乳幼児健診	生後４か月、１０か月 １歳８か月児	身体計測、診察、個別発達確認、保健・栄養等の相談や支援をします。
３歳児健診	３歳１か月児	身体精神発達面から最も重要な時期である３歳児の健診をします。また、幼児のしつけや遊び、子ども同士の関わりなど、全般的な発達を支援します。
もぐもぐ教室	生後４～７か月児	離乳食についての知識を身につけるための調理実習と試食会を行い、赤ちゃんの栄養について支援します。

3　予防接種・歯科検診

出生届の手続きの際、「予防接種・歯科検診のしおり」を交付しています。

しおりには、予防接種予診票と歯科検診受診券・フッ素塗布券が添付されています。予防接種の受け方や注意事項も記載されています。

予防接種や歯科検診を安全・確実に行うために受診するときは、母子健康手帳とともに「予防接種・歯科検診のしおり」を必ず持参してください。

予防接種名	
・小児用肺炎球菌 ・Ｂ型肝炎 ・ロタウイルス ・五種混合（ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ ヒブ） ・ＢＣＧ ・麻しん風しん混合 ・水痘 ・日本脳炎	それぞれ接種期間が定められています。 期間を過ぎますと任意接種（有料）となりますのでご注意ください。 「予防接種・歯科検診のしおり」をご覧になり、 かかりつけ医に相談の上、計画的に接種を進めましょう。 令和６年度から、五種混合ワクチンが定期接種化されました。 すでに四種混合ワクチンとヒブワクチンを接種されている方は、 原則として同一の予防接種を受けることとされています。詳細は かかりつけ医や接種を行う医療機関へご相談ください。

4　おたふくかぜ予防接種費用の一部助成

北斗市では、幼児のおたふくかぜ感染予防と、保護者の経済的負担軽減を目的として予防接種費用の一部を助成しています。

対 象 者 ：１歳から２歳の誕生日前日までの幼児
　　５歳以上７歳未満（小学校就学前の１年間）の幼児
接種料金：１，０００円
※市民税非課税の世帯・生活保護世帯の方は、手続きにより接種料金が免除されます。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６６・１６８～１６９）

◇お子さんの急な病気に困ったら、小児救急電話相談（＃８０００）をご利用ください

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急なお子さんの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師、看護師へ電話で相談ができます。

全国同一の短縮番号＃８０００をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられます。

5　医療費の助成

①　子ども医療費助成

　１８歳に達した後最初の３月３１日までのお子さんを対象に、保険診療に係る医療費自己負担分を全額助成します。所得制限はありません。
　ただし、本人負担の食事代や検診料、予防接種など保険診療でないものについては、助成の対象になりません。

【手続き方法】
　出生、転入、他の医療費助成資格喪失などのとき、お子さんと保護者の資格確認書、資格情報のお知らせ等と個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。
　「子ども医療費受給者証」を交付しますので、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードや資格確認書と一緒に提示してください。

②　ひとり親家庭等医療費助成

　父または母がいない（離婚、死亡、行方不明、拘禁、生死不明等）、父または母に重度の障がいがある、両親ともいない１８歳未満の児童（１８歳に達した後最初の３月３１日まで。ただし、その後学生等で親に扶養されている場合は２０歳の誕生日の属する月末まで。）の保険診療に係る医療費自己負担分を助成します。
　所得制限はありません。ただし、本人負担の食事代や検診料、予防接種など保険診療でないものについては、助成の対象になりません。

【手続き方法】
　転入、離婚、他の医療費助成資格喪失などのとき、お子さんと保護者の資格確認書、資格情報のお知らせ等と個人番号確認書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。
　「ひとり親家庭等医療費受給者証」を交付しますので、医療機関を受診する際に、マイナンバーカードや資格確認書と一緒に提示してください。

民生部国保医療課	７３-３１１１（内線１２２～１２５）
総合分庁舎市民窓口課	７７-８８１１（内線１１１～１１６）
七重浜支所	４９-２３５６
茂辺地支所	７５-２００１

6　乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業

　北斗市では、子育て世帯支援として、乳幼児用の紙おむつごみ袋として使うことができる市指定ごみ袋（燃やせるごみ袋２０リットル）を乳幼児1人につき、最大２００枚支給します。

【支給方法】
　〇出生届提出時
　　窓口にて、スマートフォンでごみ袋受領の手続き　　→５０枚（５袋）支給
　　支給場所：市役所子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜支所、茂辺地支所

　〇各乳幼児健診時（４か月、１０か月、１歳８か月）
　　事前にお送りする案内に記載の二次元コードから、　　→各５０枚（５袋）支給
　　健診の前日までにスマートフォンでごみ袋受領の手続き
　　支給場所：健診会場（保健センター、せせらぎ保健センター）

　〇転入された方
　　最初に受診する健診から支給開始
　　支給場所：健診会場（保健センター、せせらぎ保健センター）

　※乳幼児、保護者ともに北斗市に住民登録がある方が支給対象となります。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６２～１６３）

7　各種手当

①　児童手当

高校生年代まで（１８歳に達した後最初の３月３１日まで）の児童を養育している方に支給されます。

【手当月額】

児童の年齢	児童手当の額（１人当たり月額）	
	第１子・第２子	第３子以降
３歳未満	１５，０００円	３０，０００円
３歳～高校生年代	１０，０００円	

※第３子以降は、養育する２２歳（２２歳に達した後最初の３月３１日）までの児童の人数により判定されます。

【支給月】

２月、４月、６月、８月、１０月、１２月の偶数月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手続き方法】

出生、転入などのとき、請求者の健康保険情報確認書類（資格確認書や資格情報のお知らせなど）、請求者名義の銀行等の預金通帳、請求者および配偶者の個人番号確認書類、身元確認書類等を持参してください。

※公務員の方は勤務先での手続きになります。

認定になりますと、申請した翌月分から支給されます。出生、転入日などから１５日以内に届出してください。

その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

②　児童扶養手当

父または母がいない（離婚、死亡、行方不明、拘禁、生死不明等）、父または母に重度の障がいのある、両親ともいない１８歳未満の児童（１８歳に達した後最初の３月３１日まで。ただし一定の障がいがある児童は２０歳未満まで。）を監護・養育している方に支給されます。

【手当月額】

児童１人の場合、月額４８，０５０円、２人目以降は月額最大１１，３５０円が加算されます。（ただし、所得により減額される場合があります。）

【支給月】

５月、７月、９月、１１月、１月、３月の奇数月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手当が受けられない場合】

○　児童が施設に入所しているとき
○　婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるとき
○　申請者または同居している扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えたとき
○　申請者または児童が公的年金を受給し、年金額の方が手当額よりも高いとき　など

【手続き方法】

請求者および児童の戸籍謄本、請求者名義の銀行等の預金通帳、請求者および児童等の個人番号確認書類（父や母、児童に障がいがある方で、身体障害者手帳か療育手帳の所持者は、その手帳または医師の診断書）等を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。

認定になりますと、全部支給停止以外の方は申請した翌月分から支給されます。

その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６２～１６３）

③　特別児童扶養手当

精神や知的、身体に中度または重度の障がいを有する２０歳未満の児童の健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護・養育している方に支給される手当です。
受給するためには申請が必要です。対象児童の障がいの状態によって受給できない場合があります。また、請求者（受給者）または同居している扶養義務者の所得が一定額を超えるときも受給できません。

【手当月額】
１級　月額５８，４５０円
２級　月額３８，９３０円

【支給月】
４月、８月、１１月に、それぞれ前月までの分（１１月は当月分まで）を支給します。

【手当が受けられない場合】
○　対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき
○　対象児童が日本国内に住所を有しないとき
○　対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
○　請求者が日本国内に住所を有しないとき

【手続き方法】
請求者と対象児童の戸籍謄本、請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票（省略できる場合があります。）、特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）、振込先口座申出書（窓口にあります。）、請求者名義の通帳、身体障害者手帳・療育手帳（交付されている場合）、個人番号確認書類（請求者、対象児童等の分）を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。
受給要件によっては、その他の書類が必要となる場合がありますので、お問合せください。
認定になりますと、申請した翌月分から支給されます。

民生部子育て支援課	７３-３１１１（内線１６２～１６３）
総合分庁舎市民窓口課	７７-８８１１（内線１１１～１１６）

④　障害児福祉手当

２０歳未満（２０歳の誕生日まで）の重度障がい児で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

【手当月額】
１人：月額１６，５６０円（令和８年４月～）

【支給月】
２月、５月、８月、１１月に、それぞれ前月までの分を支給します。

【手当が受けられない場合】
○　児童が施設に入所しているとき
○　申請者または同居している扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えたとき

【手続き方法】
個人番号確認書類、銀行等の預金通帳（写し）、障害児福祉手当認定診断書を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。
認定になりますと、市が受理した月の翌月分から支給されます。

民生部保健福祉課	７３-３１１１（内線１５３～１５４）
総合分庁舎市民窓口課	７７-８８１１（内線１１１～１１６）

８　地域子育て支援拠点事業

子育てを応援するため、地域子育て支援拠点事業を５か所で実施しています。
０歳から未就園のお子さんと保護者が一緒に利用できる施設です。
毎月、遊びの広場では、さまざまな行事や製作などが行われていて、お子さんたちが楽しんでいます。
また、専任の保育士が子育て相談などを通じて子育てに関する情報を提供しており、皆さんの子育てを応援しています。
詳しい内容は、次の施設までお問い合わせください。

ピュアランド（七重浜こども園）
七重浜３丁目１２番５号
℡４９-２５９０

☆　子育てサロン（毎週月～金）
☆　子育て相談　（毎週月～金）
☆　絵本の貸出し（毎週月～金の午後）
☆　子育て講座と母親講習会
☆　育児サークル支援

ちいぱっぱクラブ（東前子育て支援拠点施設）
東前２６番地の３３
℡７７-７１５１

☆　あそびの広場　（毎週月～土）
☆　育児相談(健康・発達相談)（毎週月～土）
☆　絵本貸出
☆　育児講座
☆　育児サークル支援

なかよし広場（第二東光保育園）
久根別１丁目１８番１２号
℡７３-８１５４

☆　あそびの広場（毎週月～金の午前）
☆　みんなの広場（毎週月～金の午後）
☆　育児相談　（毎週月～金）
☆　絵本の貸出し（毎週水曜）

ゆめのポケット（大野保育園）
本郷３４２番地の１２
℡７７-１９０４

☆　子育て遊びの広場　「ひまわり」（毎週月～金の午前）
　　「たんぽぽ」（毎週月～金の午後）
☆　子育て相談　（毎週月～土）
☆　絵本の貸出し（毎週水曜）

おひさまクラブ(久根別子育て支援拠点施設)
久根別１丁目２４番２１号
℡７３-５５６７

☆　おひさまサロン（毎週月～土）
☆　育児相談　（毎週月～土）
☆　絵本の貸出し
☆　育児講座とお母さん講習会

いちごちゃんひろば（出張ひろば）
市渡１丁目１３番（であえーる新函館北斗駅前団地集会所）
℡０９０-３１１１-１６０２

☆　子育てサロン（毎週金曜）
☆　育児相談　（毎週金曜）

９　南渡島ファミリー・サポート・センター

支援を受けたい依頼会員と、支援を行いたい提供会員の相互援助組織です。
あらかじめセンターに登録していただき、必要に応じてサービス利用の申込みをしてください。
センターで最適な提供会員を探します。

【依頼できるサービス】
〇幼稚園や保育所・認定こども園の開設時間外の託児
〇小学校や児童クラブ開設時間外の託児
〇家族の看病や冠婚葬祭などのための託児
〇保育施設への送迎　など

【利用時間と利用料】
平日８：００～１８：００
１時間：５００円
平日上記以外の時間および土曜・日曜・祝日
１時間：６００円

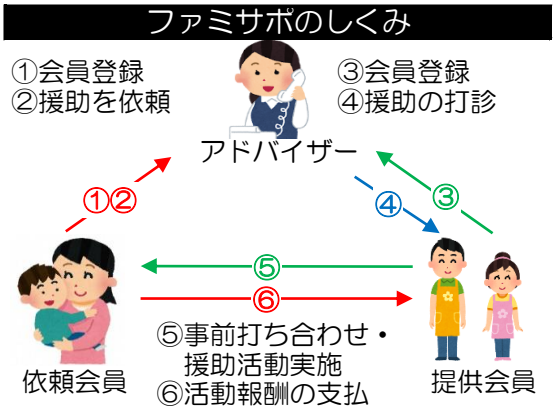

南渡島ファミリー・サポート・センター（北斗市保健センター内）
センター開設時間（９：００～１７：００　月～金）土曜日は電話対応のみ　℡７３-９５０２

１０　子育て短期支援事業

保護者の病気、出産または急な残業等により、児童を家庭で一時的に監護できない間、児童施設に預けることができます。休日等で市の窓口が閉まっていたり、緊急に利用したい場合などは、直接施設に相談することもできます。なお、施設までの送迎は、原則保護者が行うことになります。
※施設の定員等、状況によっては利用できない場合があります。

利用施設

児童養護施設　くるみ学園
住所：函館市亀田中野町３８番地１１
電話：４６-４１７８

乳児院　さゆり園
住所：函館市元町１５番１３号
電話：２２-８５５８

①　短期入所生活援助事業（ショートステイ）

【要件】
保護者が次にあげる理由により、家庭において児童（１８歳未満）を養育することが一時的に困難となり、他に養育する方がいないとき

○　疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張および学校等の公的行事への参加
○　育児疲れ、育児不安

【期間】
７日以内

【利用料の負担】
児童１人につき、１日当たり次のとおり利用料金を負担していただきます。

世帯区分	２歳未満	２歳以上
被保護世帯	０円	０円
市民税非課税世帯	１，０７０円	５５０円
その他の世帯	２，６７５円	１，３７５円

②　夜間養護等事業（トワイライトステイ）

【要件】
保護者が就労その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童（１８歳未満）を養育することが困難となったとき

【利用時間】
○　月曜～土曜は、おおむね１８：００～２２：００
○　日曜・祝日は、おおむね８：００～２２：００

【利用料の負担】
児童１人につき、１日当たり次のとおり利用料金を負担していただきます。

世帯区分	月曜～土曜	日曜・祝日	
	１８：００～２２：００	８：００～１８：００	１８：００～２２：００
被保護世帯	０円	０円	０円
市民税非課税世帯	１５０円	２７０円	１５０円
その他の世帯	７５０円	１,３５０円	７５０円

【利用申請】
短期入所生活援助事業、夜間養護等事業の申請は、下記の窓口へ申請書を提出してください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１８２）

１１　幼稚園

北斗市内には、３か所の私立幼稚園があります。
各幼稚園の活動内容の一部をご紹介しますので、入園に当たっての参考にしてください。
入園料や給食の有無などについては、幼稚園ごとに異なります。
また、入園の申込みは幼稚園が直接行いますので、詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

上磯立正幼稚園（新制度）
（学校法人上磯立正学園）
東浜２丁目９番１３号
℡７３-５１１１

○　入園料　なし
○　預かり保育　あり
○　給食　週５回あり
○　制服　あり
○　週５日制

ゆうあい幼稚園（新制度）
（学校法人ゆうあい学園）
追分７丁目８番１２号
℡４９-１８００

○　入園料　なし
○　預かり保育　あり
○　給食　週３回あり
○　制服　あり
○　週５日制

函館大谷短期大学附属大野幼稚園（新制度）
（学校法人函館大谷学園）
市渡５０６番地の８
℡７７-９２７５

○　入園料　なし
○　預かり保育　あり
○　給食　週３回あり
○　制服　あり
○　週５日制

幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定の要件を満たした場合に利用料が無償化の対象となります。
手続き方法などについては、利用している施設にお問合せください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６４～１６５）

１２　常設保育施設

保育施設は、その児童の保護者が就労、疾病、同居の親族の介護等を日中常態としているため、その児童を保育できない場合、保護者にかわって日々保育する児童福祉施設です。
（市内にある常設保育施設一覧は次のページです。）

【入所基準】
保育施設へ入所できるのは、その保護者のいずれもが、次の事由によって児童を保育できない場合です。
（１）　月５２時間以上の就労を常態とする場合
（２）　妊娠中であるか、または出産後間もない場合（産前・産後各８週）
（３）　疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを有している場合
（４）　同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合（要相談）
（５）　震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
（６）　求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合（要相談）
（７）　就学・職業訓練をしている場合
（８）　育児休業中に、すでに保育を利用している児童がおり、継続利用が必要である場合
（９）　その他、上記に類すると認められた場合

【入所の申込み】
入所の申込みは、下記窓口でいつでも受け付けていますが、入所希望者が多数の場合、希望する保育施設、希望する時期に入所できない場合もあります。申込みには、申請書、世帯状況確認票、保育の利用を必要とする事由を確認する書類等が必要です。

【北斗市外の保育施設に入所できる場合】
北斗市民であれば、原則として市内の常設保育施設に入所することとなりますが、保護者の勤務先と入所する保育施設との立地状況によっては、他市町村にある保育施設に入所できる場合があります。その要件は、「入所を希望する保育施設が保護者の通勤経路上にある、または職場に近いこと」です。申込み手続きは、北斗市内の保育施設と同じく市役所で行い、市が当該市町村に入所を協議することになります。

【保育料の負担】
保育料は、入所する児童と世帯、生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての課税状況（市町村民税）により決定します。
なお、４月１日時点の年齢が３歳から５歳のお子さんは、保育の無償化により、保育料が無料となります。
令和７年４月より、第２子以降の保育料が無償となります。
延長保育を依頼した場合は、月々の保育料とは別に料金がかかります。
短時間利用の児童が１６：００から１８：００まで利用した場合、１時間につき１５０円、１８：００以降は短時間利用・標準時間利用共に、1時間につき200円かかります。
また、休日に仕事等で保育できない場合、休日保育を利用できます（七重浜こども園で実施、料金は無料。ただし、利用人数に制限があります。）。

【保護者が仕事をやめた場合など】
保護者が仕事をやめたなど、保育の利用を必要とする事由がなくなった場合は、保育施設を退所することになりますので、忘れずに退所届を提出してください。
ただし、状況によってはそのまま入所できる場合もありますので、下記の窓口までご相談ください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６４～１６５）

市内保育施設一覧

保育所名	住　所 電話番号	開所時間	定員	受入 年齢	延長 保育	休日 保育	一時預 かり
七重浜こども園	七重浜３丁目１２番５号 ℡４９-１８１１	７：００～１８：００ （延長は最長１９：１５まで）	１１０名	８週～	○	○	○
浜分こども園	七重浜５丁目１１番８号 ℡４９-４３５１	７：００～１８：００ （延長は最長１９：１５まで）	１２０名 （内 分園 ２０名）	８週～	○		○
東光保育園	中央２丁目３番２３号 ℡７３-２９８４	７：００～１８：００ （延長は最長１９：００まで）	８０名	８週～	○		○
第二東光保育園	久根別１丁目１８番１２号 ℡７３-３０９４	７：００～１８：００ （延長は最長１９：００まで）	１２０名	８週～	○		○
第三東光保育園	谷好３丁目３番３４号 ℡７３-２２８１	７：００～１８：００ （延長は最長１９：００まで）	５０名	８週～	○		○
第四東光保育園	大工川３２番地の６ ℡７３-６９５８	７：００～１８：００ （延長は最長19：００まで）	５０名	８週～	○		○
大野保育園	本郷３４２番地の１２ ℡７７-８１０４	７：００～１８：００ （延長は最長１９：００まで）	９０名	８週～	○		○
第二大野保育園	本町３丁目２１番２５号 ℡７７-７４４７	７：００～１８：００ （延長は最長１９：００まで）	６０名	８週～	○		○

①　保育施設における保育方針や具体的な活動内容については、各施設にお問い合わせください。

②　各保育施設の空き状況や入所の申し込みに関することについては、下記の窓口へお問い合わせください。

１３　一時預かり

保護者の勤務形態、傷病、入院または育児疲れなどのため家庭における育児が困難な場合、保育施設に１日単位で一時預かりを依頼することができます。
保護者の求職活動のためにも利用できます。

【利用の申込み】
市内８か所すべての常設保育施設で実施しています。
利用を希望する保育施設に直接お申し込みください。（保育施設一覧のとおり）

【利用料の負担】
北斗市・函館市・七飯町にお住まいの方　１日　１，８００円
上記以外の市町村にお住まいの方　　１日　３，６００円

【利用日数の制限】　１か月に１２日まで

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６４～１６５）

１４　こども誰でも通園制度

　こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、保育施設等を時間単位で柔軟に利用できる新たな制度がスタートしました。
　「同じ年代のお友達と一緒に遊びたい」「先生に子育てのアドバイスを受けたい」などお考えの方は「こども誰でも通園制度」をぜひご利用ください。

【対象となるお子さん】
・０歳６ヶ月～満３歳未満であること
・保育施設等に在籍していないこと

【利用できる日】
・月曜日～金曜日

【利用時間】
・こども1人あたり月１０時間
※未利用時間分を翌月に繰り越すことはできません。

【利用料金】
・こども1人あたり１時間３００円程度
※料金は利用する施設へ直接お支払いください。

【実績施設】

施設	電話番号	対象クラス	実施日	利用時間	利用料（１時間あたり）	給食・おやつ
浜分こども園	49-4351	０～２歳	月～金曜日	9:00～17:00	300円	給食：300円 おやつ：50円
ゆうあい幼稚園	49-1800	２歳	月～金曜日	9:00～14:00	300円	提供なし

【利用手続き】
①　つうえんポータル（下記、二次元コード）にアクセスし、お住まいの自治体で「北海道・北斗市」を選択し、メールアドレスを入力してください。
　登録したメールアドレスに、申請の案内が届きますので、申請者及びお子さんの情報を登録してください。その後、市で「つうえんポータル」への登録を行います。登録が完了すると、パスワードリセットメールが届きますので、パスワードを設定してください。
②　つうえんポータルにログインし、初回面談及び利用の予約をします。予約が確定すると、登録したメールアドレスに通知が届きます。
③　予約日に利用希望施設で面談を受けます。
④　予約した時間で利用します。

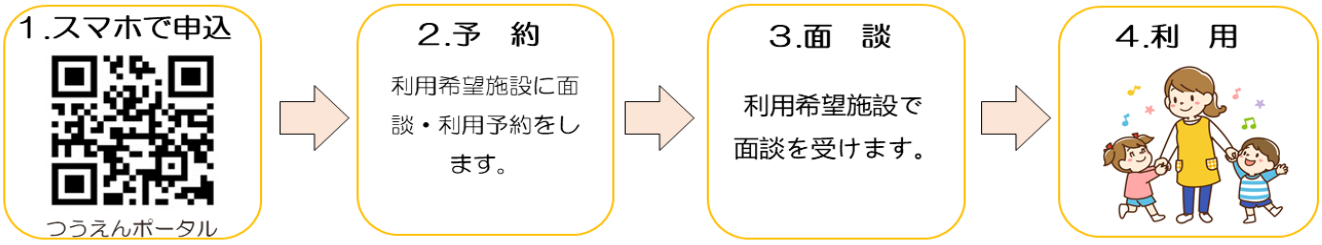

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６４～１６５）

１５　病後児保育

就労等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わり、病気の回復期・慢性期にあるお子さんを実施施設で一時的に預かる事業です。

【対象児童】
次のいずれにも該当するときに利用できます。ただし、児童の疾患の程度やアレルギー体質などにより、実施施設での受け入れが困難な場合は、利用できないことがあります。

① １歳から小学３年生までの北斗市に住所を有する児童または保護者が北斗市内に勤務先を有する児童
② 小学校就学前の児童については、保育所などに通所していること
③ 病気の回復期・慢性期 であること（医療機関における入院治療の必要はないが、安静確保に配慮する必要があることから、集団保育や学校生活が困難な状態にあること）
④ 保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により家庭で保育を行うことが困難な児童

【利用（症状）の目安】
基本的に医師が診察し回復期・安定期と認めた状態となります。

【実施施設】
浜分こども園病後児保育室「めり～」
北斗市七重浜５丁目１１番８号　℡０１３８-４９-５５５２

【利用日時】

開設する日	月曜日から土曜日まで（祝祭日・年末年始除く）
開設時間	８：００～１７：３０
利用時間	８：００～１８：００
定員	１日４名（感染性の疾患の場合、人数に制限が生じる場合があります。）

【利用の手続き】
① 事前の登録をお勧めします。初めて利用される方は登録申請書を実施施設に提出してください。その後アプリ登録のご案内をします。（アプリ登録が完了するとお子さんが小学３年生の満了日まで登録が自動継続となります。）
※やむを得ない場合、当日の登録も可能ですので実施施設にご確認ください。
② 医療機関で、利用前の診察を受け、「病後児利用状況連絡票（診療情報提供書）」を記入してもらってください。
③ 利用しようとする前日までに、実施施設に電話で予約してください。
利用当日でも部屋の状況によって利用ができる場合がありますが、時間帯など制限がかかる場合もありますので、事前連絡をお勧めします。
④ 予約が確定したら、アプリで利用申請書が送られます。利用当日までに入力してください。
アプリが未登録の方は、「病後児保育室利用申請書」を記入の上当日実施施設に提出（持参）してください。
⑤ 利用当日は、医師の記載した「病後児保育状況連絡票（診療情報提供書）」を実施施設に提出（持参）してください。

【利用料金】　※実施施設へ直接お支払いください
- 利用料　児童１人につき（市内の方）**無料**、（市外の方）３，０００円
- 昼食、おやつ代　３００円
- 延長料金（お迎えが遅れた場合、延長料金がかかります）
１７：３０以降、１０分延長ごとに２００円。最大利用は１８：００まで

【その他】
- 利用時間内であっても、お子さんの容態変化によりお迎えをお願いする場合があります。
- 医師から病気回復期・安定期ではなく病気中（急性期）であると判断された場合はご利用できません。
- キャンセルの場合は、お早めにご連絡をお願いします。
- お迎えが遅れる場合も必ずご連絡ください。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６２～１６３）

１６　放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブを開設しています。
それぞれの通学区域または居住地ごとに定められた児童クラブを利用してください。

児童クラブの名称（対象児童通学区）	実施場所	電話番号	定員
上磯Ａ児童クラブ 上磯Ｂ児童クラブ 上磯Ｃ児童クラブ 上磯小学校 ※島川小学校区・沖川小学校区 （**送迎支援あり**）	上磯小学校内	０８０-５５９６-０５７６	３５人
		０８０-５５９６-０５７７	４０人
		０８０-５５９６-０５７８	３５人
久根別Ａ児童クラブ（久根別小学校区※１）	久根別小学校内	０８０-５５９６-０５７９	４０人
久根別Ｂ児童クラブ（久根別小学校区※１）		０８０-５５９６-０９４３	４０人
第二久根別児童クラブ（久根別小学校区※２）	久根別子育て支援拠点施設	０８０-５５９６-０９４４	４０人
第一浜分Ａ児童クラブ（浜分小学校区※３）	浜分中学校内	０８０-５５９６-０９４５	４０人
第二浜分Ａ児童クラブ（浜分小学校区※３）		０８０-５５９６-０９４６	４０人
第三浜分Ａ児童クラブ（浜分小学校区※４）	浜分ふれあいセンター	０８０-５５９６-０９９５	４０人
第三浜分Ｂ児童クラブ（浜分小学校区※４）		０８０-５５９６-０９９６	４０人
第四浜分児童クラブ（浜分小学校区※５）	追分福祉センター	０８０-５５９６-０９９７	４０人
谷川児童クラブ 谷川小学校区 ※茂辺地小学校区・石別小学校区 （**送迎支援あり**）	谷川小学校内	０８０-５５９６-０９９８	４０人
大野Ａ児童クラブ（大野小学校区※６）	新道会館	０８０-５６３４-３５７０	４０人
第二大野児童クラブ（大野小学校区※７）	さわやか会館	０８０-５６３４-３５７１	４０人
市渡児童クラブ（市渡小学校区）	市渡会館	０８０-５６３４-３５７２	４０人
萩野児童クラブ（萩野小学校区）	東前子育て支援拠点施設	０８０-５６３４-３５７３	４０人

※１　久根別Ａ・Ｂ児童クラブの対象児童は、久根別小学校に在学する児童のうち、久根別２丁目、東浜１丁目～２丁目、七重浜８丁目、追分４丁目に居住する児童とします。
※２　第二久根別児童クラブの対象児童は、久根別小学校に在学する児童のうち、久根別１丁目、久根別４丁目～５丁目に居住する児童とします。
※３　第一浜分Ａ児童クラブおよび第二浜分Ａ児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜５丁目～７丁目、追分１丁目、追分２丁目（１番～１６番、２０番～３７番）に居住する児童とします。
※４　第三浜分Ａ・Ｂ児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜１丁目～４丁目に居住する児童とします。
※５　第四浜分児童クラブの対象児童は、浜分小学校に在学する児童のうち、七重浜８丁目、追分、追分２丁目（１７番～１９番、３８番～）、追分３丁目～７丁目に居住する児童とします。
※６　大野Ａ児童クラブの対象児童は、大野小学校に在学する児童のうち、本町（消防署前通より北側）、本町１丁目～４丁目、本郷、本郷１丁目～２丁目、白川、細入、向野、　向野１丁目～３丁目、文月、村内に居住する児童とします。
※７　第二大野児童クラブの対象児童は、大野小学校に在学する児童のうち、本町（消防署前通より南側）、本町５丁目～６丁目、南大野、開発、清水川に居住する児童とします。

【開設日と時間】
・学校（授業）がある日
　月～金　　１３：００～１８：００
　土　　８：００～１８：００
・学校（授業）がない日（夏休みなどの長期休業日）
　月～土　　８：００～１８：００

【開設しない日】
日曜および祝日、年末年始（１２/２９～１/３）、お盆休み（８/１２～８/１４）

【利用料の負担】
児童クラブに加入した月の翌月分から（前年度から引き続き利用している場合は、利用した月から）、児童１人当たり月額１，０００円を負担していただきます。在籍していると、利用しなかった月についてもかかりますので、利用しなくなった場合は、忘れずに退会届を提出してください。また、保険料として年額８００円が別途かかります。

【利用申請】
各児童クラブに備え付けの申請書に必要事項を記載し、保険料８００円を添えて、利用する児童クラブに提出してください。
※なお、保険加入手続きのため、申請書の提出から実際の利用までは１週間～１０日ほどかかります。

民生部子育て支援課　７３-３１１１（内線１６４～１６５）

１７　お問い合わせ先一覧

【幼稚園】

・上磯立正幼稚園	東浜２丁目９番１３号	７３-５１１１
・ゆうあい幼稚園	追分７丁目８番１２号	４９-１８００
・大野幼稚園	市渡５０６番地の８	７７-９２７５

【保育所・認定こども園】

・七重浜こども園	七重浜３丁目１２番５号	４９-１８１１
・浜分こども園	七重浜５丁目１１番８号	４９-４３５１
・東光保育園	中央２丁目３番２３号	７３-２９８４
・第二東光保育園	久根別１丁目１８番１２号	７３-３０９４
・第三東光保育園	谷好３丁目３番３４号	７３-２２８１
・第四東光保育園	大工川３２番地の６	７３-６９５８
・大野保育園	本郷３４２番地の１２	７７-８１０４
・第二大野保育園	本町３丁目２１番２５号	７７-７４４７

【病後児保育】

・病後児保育室「めり～」	七重浜５丁目１１番８号	４９-５５５２

【放課後児童クラブ】

・上磯Ａ児童クラブ（上磯小学校内）	中野通２００番地	０８０-５５９６-０５７６
・上磯Ｂ児童クラブ（上磯小学校内）		０８０-５５９６-０５７７
・上磯Ｃ児童クラブ（上磯小学校内）		０８０-５５９６-０５７８
・久根別Ａ児童クラブ（久根別小学校内）	東浜１丁目１１番１号	０８０-５５９６-０５７９
・久根別Ｂ児童クラブ（久根別小学校内）		０８０-５５９６-０９４３
・第二久根別児童クラブ（久根別子育て支援拠点施設）	久根別１丁目２４番２１号	０８０-５５９６-０９４４
・第一浜分Ａ児童クラブ（浜分中学校内）	追分１丁目１７番１号	０８０-５５９６-０９４５
・第二浜分Ａ児童クラブ（浜分中学校内）	追分１丁目１７番１号	０８０-５５９６-０９４６
・第三浜分Ａ児童クラブ（浜分ふれあいセンター）	七重浜５丁目１１番２０号	０８０-５５９６-０９９５
・第三浜分Ｂ児童クラブ（浜分ふれあいセンター）		０８０-５５９６-０９９６
・第四浜分児童クラブ（追分福祉センター）	追分５丁目１４番１号	０８０-５５９６-０９９７
・谷川児童クラブ（谷川小学校内）	富川２丁目２番１号	０８０-５５９６-０９９８
・大野Ａ児童クラブ（新道会館）	本町３丁目２２番１３号	０８０-５６３４-３５７０
・第二大野児童クラブ（さわやか会館）	本町５丁目３番１５号	０８０-５６３４-３５７１
・市渡児童クラブ（市渡会館）	市渡２３９番地	０８０-５６３４-３５７２
・萩野児童クラブ（東前子育て支援拠点施設）	東前２６番地の３３	０８０-５６３４-３５７３

【地域子育て支援拠点施設】

・ピュアランド（七重浜こども園内）	七重浜３丁目１２番５号	４９-２５９０
・おひさまクラブ（久根別子育て支援拠点施設）	久根別１丁目２４番21号	７３-５５６７
・なかよし広場（第二東光保育園内）	久根別１丁目１８番１２号	７３-８１５４
・いちごちゃんひろば（子育て支援拠点施設出張ひろば）	市渡１丁目１３番	０９０-３１１１-１６０２
・ゆめのポケット（大野保育園内）	本郷３４２番地の１２	７７-１９０４
・ちいぱっぱクラブ（東前子育て支援拠点施設）	東前２６番地の３３	７７-７１５１

１８　相談先一覧

相談項目	関係機関名称等	相談内容・日時等	連絡先
保育等に関する相談	市役所 子育て支援課 保育係	保育所・認定こども園などの施設や一時預かり事業、放課後児童クラブの利用に関する相談、情報提供に関すること 月～金　８：３０～１７：００	７３-３１１１ （内線１６４～１６５）
各種手当や子育て支援サービスに関する相談	市役所 子育て支援課 子育て支援係	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺児手当、病後児保育、子育て拠点施設の利用に関すること 月～金　８：３０～１７：００	７３-３１１１ （内線１６２～１６３）
子育てに関する相談	市役所 こども家庭センター 相談支援係	児童の養育、心身の発達、しつけ、児童虐待等に関すること※１ 妊娠、出産、育児の悩み・相談、各種乳幼児健診等に関すること※２ 月～金　８：３０～１７：００	７３-３１１１ ※１ （内線１６７・１８２～１８３） ※２ （内線１６６・１６８～１６９）
	市役所 児童家庭相談員	子育て全般の悩み・相談、家族の世話、ひとり親での困りごとに関すること 月～金　８：３０～１７：００	７３-３１１１ （内線１６７）
	市役所 母子・父子自立支援員	ひとり親の様々な相談、母子福祉資金等貸付、児童扶養手当等に関すること 月～金　８：３０～１７：００	７３-３１１１ （内線１６３）
	地域子育て支援拠点 （電話）	子育て相談、地域における子育て関連情報の提供に関すること	
		ピュアランド（七重浜こども園内） 月～金　　９：００～１７：００	４９-２５９０
		ちいぱっぱクラブ（東前子育て支援拠点施設） 月～土　１０：００～１６：００	７７-７１５１
		なかよし広場（第二東光保育園内） 月～金　　９：００～１７：００ 土　　１０：００～１３：００	７３-８１５４
		ゆめのポケット（大野保育園内） 月～金　１０：００～１７：００ 土　　１０：００～１３：００	７７-１９０４
		おひさまクラブ（久根別子育て支援拠点施設） 月～金　１０：００～１７：００ 土　　９：００～１４：００	７３-５５６７
	ヤングケアラーコーディネーター （えべつケアラーズ）	高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族などに対して、子どもが日常生活の援助を行っている場合の相談に関すること	０８０-９６１８-５５８９
	児童相談所相談専用ダイヤル	子育てに関する相談ができる全国共通番号 ３６５日、２４時間対応	０１２０-１８９-７８３ （いちはやく　おなやみを）
児童虐待・暴力に関する通告・相談	北海道函館児童相談所	１８歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校のこと、緊急性のある虐待通告等に関すること 月～金　８：４５～１７：００	５４-４１５２
	児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待の通告・相談ができる全国共通番号 ３６５日、２４時間対応	１８９ （いちはやく）
	警察	緊急性があって子どもの生命が危険な時の虐待通告等に関すること	１１０番
	配偶者暴力相談支援センター （渡島総合振興局保健環境部環境生活課内）	配偶者からの暴力に関する悩み、必要な支援の情報提供、一時保護施設等の関係機関の紹介に関すること 月～金　９：００～１７：００	４７-５７８９

このパンフレットは、主に出生から小学生までに焦点を当て、北斗市の具体的な施策について、説明してきました。

中学生・高校生以上の児童についても子育ての問題がないということではありません。
いじめや友人関係、部活、進学や就職など、保護者にとって心配の種は尽きないでしょう。

北斗市は、令和６年４月から、こども家庭センターを設け、子育てに関わる様々な相談に応じて対策を考えたり、情報提供をしています。特に、逆境に立たされた児童のために何ができるか頭を悩ませる毎日ですが、心配事や相談事がありましたら、気軽にこども家庭センターをご利用ください。

人生のリスクが顕在化し、逆境にある時に、北斗市の制度があなたの悩みを解決出来るかもしれません。

このパンフレットの内容は、令和8年４月現在のものです。

各種制度及び手当額等については、変更がありますのでその都度ご確認ください。

令和8年４月（改訂）

発行：北斗市民生部子育て支援課

北　斗　市　民　憲　章

わたしたちは　豊かな大地と歴史に結ばれた夢と希望をふくらませ

ともに喜び感じるまちをつくる　北斗市民です

○　仕事に誇りをもち　豊かで活力のある産業のまちをつくります

○　健康で安心な　温もりのある福祉のまちをつくります

○　豊かに息づく伝統を　高める文化のまちをつくります

○　心豊かに　学び合う教育のまちをつくります

○　美しい自然を　未来につなげる環境のまちをつくります

市の木

くろまつ

ブナ

市の花

さくら（春）

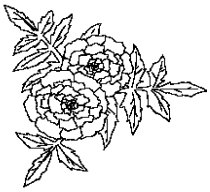

マリーゴールド（夏）

ムクゲ（秋）